



エステティックの 広告表記に関するガイドライン

日本エステティック振興協議会

URL : <http://esthe-jepa.jp>

不当表示 誇大・違反・違法 広告とは

私が詳しく
解説します！



店長として
勉強しないと



オーナーとして
知っていないと



エステティックの広告表記に関するガイドライン	P.01
------------------------	------

よく見かける違法性のある広告	P.03
----------------	------

1. 使用前後の比較写真の掲載
2. 商品・サービスの効果、性能など著しい優位性を表す広告表示
3. 効果、効能に関する広告
4. 広告表現・表記の使用禁止事例

広告表記の実態	P.06
---------	------

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	P.07
---------------------------------	------

参 考 資 料	P.08
---------	------

1. 優良誤認表示(景表法第4条1項1号)
2. 有利誤認表示(景表法第4条1項2号)
3. その他誤認されるおそれのある表示(景表法第4条1項3号)
4. 不実証広告規制

広告表示における遵守事項 (①～⑤)と問題のある表現例	P.10
--------------------------------	------

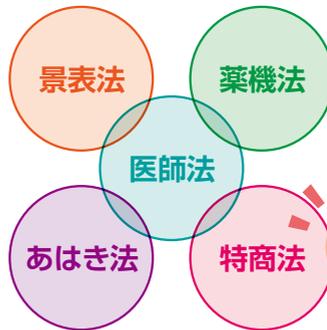


エステティックの広告表記に

エステティック業には、営業者の職務・資格などに関して規定された業法はなく、エステティシャンは、医師や薬剤師などの国家資格所有者ではありません。そのため、自由に参入できますが関連する法律は多岐にわたります。

施術面では医師法または美容師法や理容師法など、免許がなければ行なうことができない業種(医業、美容業、理容業、あん摩・鍼灸・マッサージ業等)の法律に触れる事を避けなければなりません。また、契約に関しては特定商取引法や消費者契約法、割賦販売法などの規制に従わなければなりません。

このように**エステティックサロン、エステティシャンおよび機器や化粧品などの製造販売並びに輸入販売事業者は、各方面に事業展開する広告表示を含めエステティック業を取り巻く関連する法律を遵守**することが求められます。



現在展示会や機器の販売のために供される販売促進ツール、エステティックサロンにおける消費者向けのチラシや案内書は、前述した法律を逸脱した広告の表現表示を改め、消費者に正しく情報を伝えるべきです。

■ 表示とは

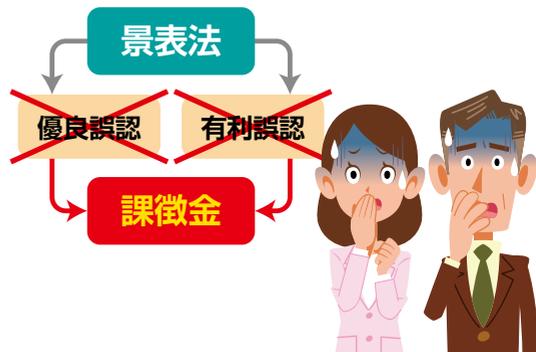
消費者を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指しています。

例：チラシ・パンフレット・カタログ・新聞・出版物・テレビ、ラジオCM・ポスター・看板・ホームページ・ダイレクトメール・容器やパッケージ・ラベルなど



関するガイドライン

「**不当景品類および不当表示防止法**」※（以下「**景表法**」という）は、不当な広告表示等による消費者の誘引を防止するため、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を禁止するなどにより、消費者の利益を保護することを目的とした法律です。景表法は、**商品やサービスの内容について、実際のものや競合事業者のものよりも著しく優良であると消費者に示す表示**（以下「**優良誤認**」という）や、**取引条件について、実際のものや競合事業者のものよりも著しく有利であると消費者に誤認される表示**（以下「**有利誤認**」という）を禁止しています。また、今年4月からは、景表法に違反して「優良誤認」または「有利誤認」に該当する広告表示を行った事業者には、**一定の条件のもと、行政処分として「課徴金」が科せられる**ようになりました。



一般社団法人日本エステティック振興協議会は、違法性のある広告表示を是正して、エステティックの正しい広告表示を目指し、ガイドラインを策定いたしました。エステティックに係る各事業者はこのガイドラインを十分ご理解ください。

また、巻末には、広告表示における遵守事項と問題のある表現例を掲載していますので参考にしてください。

なお、違法な広告表示は、法律に従って監督官庁から行政指導を受けたり、罰則が科せられることを念頭においてください。

正しい広告表示は、エステティックの発展につながります。

※「景表法」で禁止されている不当表示の詳細につきましては、P.08をご参照ください。

よく見かける違法性のある広告

1. 使用前後の比較写真の掲載

通常あり得ない短期間で急激な変化があるかのような表示や体験例、裏付けとなる合理的根拠のない効能・効果、比較写真の表示がこれにあたります。これは、不当表示にあたる恐れがあり、景表法の課徴金の対象となる場合があります。掲載するには必ず次の要件を満たさなければなりません。

- ① どのような施術メニューであったのか
- ② どの施術メニューをどのくらいの期間施術したのか
- ③ どのくらいの頻度で施術したのか
- ④ 施術前後に運動量や食事量について指導したか
- ⑤ サプリメント使用の可否はどうか



注意しなきゃ



使用前後の比較写真の掲載する場合、上記の要件を広告掲載した写真に記述しなければなりません。更に、施術や指導を受けた人の中で大幅な効果が得られた特異な例を広告に使用するのではなく、大多数がそうした効果が得られるような体験談・体験例でなければ不当表示に該当する恐れがあります。すなわち客観的事実に基づく具体的な根拠を示す必要があります。

2. 商品・サービスの効果、性能など著しい優位性を表す広告表示



全ての事業者は、商品やサービスの品質、規格などの内容について優良であるという表示をする場合には、広告表示内容を裏付ける合理的な根拠を示すことが必要です。

仮に、監督官庁からその根拠の提出を求められた場合、期限内（文書を交付されてから、15日を経過するまでの期間）に根拠に関する報告書等を提出しなければなりません。

また、これを提出しても合理的根拠として認められない場合、厳しい行政処分が科せられることになります。

「合理的な根拠」の判断基準とは、次に掲げた(1)および(2)のことをいい、これを満たさなければなりません。

(1) 提出資料が客観的に実証された内容のものであること。

客観的に実証された内容のものとは、次のいずれかに該当するものをいいます。

■ 試験・調査によって得られた結果であること。

関連する学术界または産業界において一般的に認められた方法または関連分野の専門家が多数認める方法により実施する必要があります。また上記の認める方法が存在しない場合は、社会通念上および経験則上妥当と認められる方法で実施しなければなりません。

■ 専門家、専門団体若しくは専門機関の見解または学術文献によるもの。

専門家が、客観的に評価した見解または学術文献で、当該専門分野で一般的に認められているものが求められます。

(2) 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること。

提出資料がそれ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければなりません。



きちんと根拠を
説明しましょう

3. 効果、効能に関する広告

例えば次のような表示は、化粧品などについては法律上使用が禁止されていますし、エステティックの施術に関しては根拠なく使用した場合には違法性があり法律に抵触する恐れがあります。

- ① デトックス
- ② 脂肪燃焼
- ③ 脂肪溶解
- ④ セルライト除去
- ⑤ 毒素排出
- ⑥ 血行促進
- ⑦ 新陳代謝の促進
- ⑧ シミ・シワの解消
- ⑨ 細胞の活性化など



4. 広告表現・表記の使用禁止事例

例えば、根拠もなく下記のような表現表示は使用禁止です。

- ① **全く欠けることがないことを意味する用語**
▶ 例：完全、完璧、絶対、永久、保証、必ず、万全など
- ② **他より優位に立つことを意味する用語**
▶ 例：世界初、日本初、世界一、日本一、超、業界一、当社だけ、他に類を見ない、抜群など
- ③ **最上級を意味する用語**
▶ 例：最高、最高級、極、一級など
- ④ **医師法、医療法、医薬品・医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律*（以下、「薬機法」という）など、医療および医療類似行為に抵触する用語**
▶ 例：治す、治る、治療、療法、医学的、医療、診察、診療、診断、効くなど

根拠のない表現・表記は
使用禁止です！



※ ④「薬機法」の詳細につきましては、P.07をご参照ください。

広告表記の実態

業界誌に広告している製造販売・輸入販売事業者の広告は、違法性のある広告表記が目立ちます。某業界誌には、次のような注意喚起文が掲載されています。

読者エステ小売店様への注意喚起

今般、行政による広告指導が益々強化されております。小売店独自の消費者向け広告、チラシなどの制作については、メーカーやディーラーから提供された文言、使用前使用後写真などは、薬機法や景表法の広告規制上、消費者向け広告には不向きな表現が多々あります。とくに非公開の商品研修資料などに書かれている「脂肪が溶ける」などの効能効果を示す文言は、他の言葉にいい換える知恵が必要になります。仕入先とよく相談して、広告表現に重大な関心を払い「違法広告」と指摘されない広告づくりをこころがけてください。万一、都道府県、保健所、消費者センターなどから注意指導を受けた際は、すみやかに改善するなど小売店各位での表現を行なうようにしてください。



注) 本誌は仕入値明示のエステ小売店向け仕入れ情報誌につき一般消費者の閲覧は不可です。

しかし、**業界誌に掲載されている事業者の商品情報は、注意喚起されているにも関わらず、エステティックサロンが転用し、広告として利用した場合、消費者への違法広告とみなされることがあり、製造販売事業者は注意しなければなりません。**

ルールを守ろう!



そういう広告が後を絶たないのね



医薬品、医療機器等の品質、有効性 および安全性の確保等に関する法律

この法律は、旧法「薬事法」を改正し、上記名称で平成26年11月27日に公布され、略称は「薬機法」と呼ばれています。

エステティック業にあつては、この法律に触れるような表現表示をしないように十分注意することが大切です。

**例：アンチエイジング、シワ・たるみの改善、
副作用が一切ない、肌の活性化 など**

また、P.05の「広告表現・表示の使用禁止事例」の④医師法、医療法は勿論、医療および医療類似行為に触れる用語の使用は禁止されています。

**例：治す、治る、治療、療法、医学的、医療、診察、
診療、診断、効く**

などがこれにあたります。

なお、この法律で医療機器の定義は、薬機法第2条④項で次のように示されています。

人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、または人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具であつて政令に定めるものをいう。(政令で定めるものとは、医薬品、医療機器等法施行令[昭和36年政令第11号別表第一]に掲げられている医療機器をいう)

**薬機法を
よく知りましょう!**



参考資料

景表法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。品質や価格など表示は正しくまた分かりやすいことが大前提です。ところが**商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良または有利と見せかける表示をした場合、消費者への商品・サービスの品質や価格の選択が妨げられることから、これらの行為は禁止**されています。

不当表示には、大きく分けて3つの種類があります。

1. 優良誤認表示(景表法第5条第1号(旧第4条1項1号))

商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより、著しく優良であると誤認される表示をいい、これを禁止しています。また、その判断をする為にあるのが不実証広告規制です。



実は、根拠なく…

例として、
しっかり調査をせずに
根拠もなくこのような
広告を出した場合!



不実証広告規制

消費者への情報提供や説明責任を果たす観点から、事業者は効果・性能の優位性を示す表示を行なう場合、当該表示の裏づけとなる合理的な根拠を示す資料を用意した上で表示を行ない、そのような資料を有しないまま、表示して販売をしてはなりません。



例として、
体験談やモニターを用い、
実際の資料もなく
架空の効果や性能を
表示した場合



2. 有利誤認表示(景表法第5条第2号(旧第4条1項2号))

商品やサービスの価格などの取引条件について実際のものや事実に相違して競争事業者のものより、著しく有利であると誤認される表示をいい、これを禁止しています。

期間
限定

今だけ

例として、
「今だけ」「本日より」
などと表示しているが実際には
期間が定まっておらず常に
その価格である場合！

本日
限り **大特価!!**

実は、ずーっと表示中…

「通常価格より
安い価格を強調」しているが、
通常価格での販売実績がない
などの場合！



3. その他誤認されるおそれのある表示(景表法第5条第3号(旧第4条1項3号))

消費者に誤認される恐れがあるとして、内閣総理大臣が指定する不当表示をいい、これを禁止しています。例として次のようなものがあります。

- ① 無果汁の清涼飲料水など
- ② 商品の原産国
- ③ 消費者信用の融資費用
- ④ 不動産のおとり広告
- ⑤ おとり広告
- ⑥ 有料老人ホーム

例として、
架空のサービス
提供で問い合わせや
顧客情報を得たり
した場合！

〇〇サービスの
広告をみて電話した
ものなのですが…

実は、そんな
サービスはなく…

すいません、
〇〇サービス!は
終わりまして…
実はもっといい
サービスが…

どんな表現が
ダメなの？

具体的に
知りたいな…



広告表示における 遵守事項と問題のある表現例

下記の遵守事項①～⑤をもとに問題のある表現例を書き出し、リストを作成しました。ぜひ、ご参考にしてみてください。

- ① 最上級及び客観的事実に基づく具体的な根拠を表示できない優位性を意味する用語は使用しない。
- ② 合理的根拠のない使用前・使用後の写真を掲載しない。
- ③ 短期間で効果がでるような客観的に実証が困難であって、根拠が不明確な数値表示をしてはならない。
- ④ 医療機器であるがごとくまた、医療行為の誤認の恐れがある記載をしてはならない。
- ⑤ 期間が不明瞭な価格は表示してはならない。

次のページで実際にあった表現の具体例を載せております！
ぜひ、ご参照ください！



① 最上級及び客観的事実に基づく具体的な根拠を表示できない優位性を意味する用語は使用しない。

問題のある表記	関連のある法令				
	景表法	薬機法	医師法	あはぎ法	特商法
最新の・・・	✓				
最強の・・・	✓				
これ一台あれば最大の結果を・・・	✓				
結果と満足を増倍させる	✓				
今までのエステの常識を超える驚きの結果を!!	✓				
ダウンタイムがなく、安心・安全	✓				
効果抜群	✓				
業界初・・・	✓				
安全保証の高速連射脱毛機	✓				
安全性のデータ取得済	✓				
最先端○○○式脱毛	✓				
最新鋭の・・・	✓				
これ一台で全て完結	✓				
最大限に抑制	✓				
最適な・・・	✓				
究極の・・・	✓				
即時効果（一次効果）、長期持続（二次効果）	✓				
導入実績 200 台以上で安心・安全	✓				
世界最高の品質基準	✓				
男性のヒゲにも完全対応	✓				
事実結果につながる美容機器。 美容機器は使いやすさと効果の高さで評価	✓				
お付き合い頂いたサロン数は数千店舗以上	✓				

広告表示における遵守事項と問題のある表現例

問題のある表記	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
サロン支持率No.1	✓				
地域 No.1 サロン店に!	✓				
使用感No.1	✓				
安全・高速照射	✓				
効果抜群	✓				
安心なフォトランプ	✓				
最大限抑制	✓				
世界最先端	✓				
業界家電最大手の■社と美容商材通販No.1の弊社が・・・	✓				
連射式により火傷、痛みの心配がなく安全、安心して施術が行なえる	✓				
最大の導入実績	✓				
「衝撃波」美容機	✓				
全身脱毛 15分。世界最速のハイエンドの脱毛機	✓				
最安コスト	✓				
お問い合わせ殺到	✓				
プロ・同業者からの推薦文 500 以上	✓				
口コミ 700 件以上	✓				
他にはない最上質	✓				
○○地方でも数少ない施術	✓				
科学的根拠のあるマシン	✓				
○○万人体験	✓				
芸能人御用達の注目サロン	✓				
3/5 が当サロンに乗り換え	✓				

エッセティマックの
広告表記に関するガイドライン

よく見かける違法性のある広告

広告表記の実態

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

参考資料

広告表示における
遵守事項と問題のある表現例

問題のある表記	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
施術効果完全保障	✓				✓
世界中の協会から認定	✓				
国際特許の美容マシン	✓				
極上の○○○	✓				
極技	✓				
最速で最高の結果	✓				
神業の△△△	✓				
リピート率○○%	✓				
リピーター続出	✓				
月△△△人の顧客を満足させる実力派	✓				
○○コンテスト受賞多数	✓				
おもてなしが世界一	✓				
話題沸騰人気No.1	✓				
唯一の	✓				
劇的な	✓				
最高級の△△△	✓				
世界初	✓				
顧客満足度○○%	✓				
人気ランキング全国総合3位	✓				
最速の結果出し	✓				

- ② 合理的根拠のない使用前・使用後の写真を掲載しない。
- ③ 短時間で効果がでるような客観的に実証が困難であって、根拠が不明確な数値表示をしてはならない。

問題のある表記	関連のある法令				
	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
24 時間連続照射が可能!	✓				
約 5 分で効果が体感できる	✓				
たった 10 分でマイナス 10 歳も夢じゃない	✓				
「全身脱毛9分」「全身脱毛 18 分」	✓				
30 分で驚くほど綺麗な瞳力	✓				
20 分の施術で効果が見える	✓				
10 分で痩せる	✓				
たった 20 分の奇跡	✓				
たった 10 分で劇的サイズダウン	✓				
1 回でへそ周りマイナス 3 cm、太ももマイナス 1 cm、 3 カ月でウエストマイナス 9 cm、二の腕マイナス 3 cm	✓				
衝撃の 20 分	✓				
20 分で即効性あり、痩身効果も倍以上	✓	✓			
30 分で作れる驚きの結果	✓				
体験者は 30 分で半顔アップ	✓				
15 分で速攻実感、セルライトを解消	✓	✓			
10 分で驚きの結果、たった 10 分の施術! 納得の効果!	✓	✓			
驚きの短期間スリム	✓				
1 回で結果が出せる	✓				
70 倍も浸透率が高まる	✓				

エッセンスの
広告表示に関するガイドライン

よく見かけられる違法性のある広告

広告表示の実態

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

参考資料

広告表示における
遵守事項と問題のある表現例

④ 医療機器であるがごとく
また、医療行為の誤認の恐れがある記載をしてはならない。

問題のある表記	関連のある法令				
	景表法	薬機法	医師法	あはぎ法	特商法
「小顔」「リフトアップ」「部分痩身」		✓			
筋肉層へアプローチ		✓			
ボディのたるみにも効果		✓			
毛様体筋肉の疲労を緩和し視界リフレッシュ、 眼輪筋の疲労を緩和して目力視界クリア		✓			
眼内及び眼周囲のリンパ液循環を改善して、 目周囲だけでなく眼内のむくみまで解消		✓	✓		
眼内の眼周囲の筋肉を緩和して、それらの筋肉の動きを正常化		✓	✓		
深部の脂肪を徹底撃退！部分痩せ可能		✓			
脂肪細胞とセルライトにアプローチ		✓			
金髪・産毛にも効果。デリケートゾーンや日焼けした肌にも対応。 痛みや皮膚のダメージを抑制		✓			
約 1 分間で血管内の滞っていた赤血球がすすると流れるようになり 体もすっきり	✓	✓			
クマの改善		✓			
シワの改善		✓			
目袋の改善		✓			
真皮層の線維芽細胞を元気にし、コラーゲンの生産力を高めて 内側から弾力を取り戻す	✓	✓			
血行、リンパの流れを促し、むくみを取り老廃物の代謝を高めて 細胞の再生を促進		✓			
ほうれい線、たるみ、ヒップラインの改善		✓			
むくみを解消		✓			
殺菌効果		✓			

広告表示における遵守事項と問題のある表現例

問題のある表記	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
小じわ改善		✓			
黒ずみ改善		✓			
顔ダニ除去		✓			
皮下脂肪		✓			
リフトアップ		✓			
アンチエイジング		✓			
セルライト		✓			
脂肪細胞を刺激して排出する		✓			
ダイエット効果		✓			
バストアップ		✓			
マイナス〇歳肌を目指すため		✓			
くすみが瞬時に白肌へ		✓			
代謝を向上させる		✓			
余分な脂肪・糖・尿毒素を吸着し排出。 血液を綺麗にすることで内臓機能を向上し		✓			
抗炎症作用		✓			
痩身を行う		✓			
お腹の皮膚や妊娠線もしっかりと引き締め		✓			
脂肪層はもちろん筋肉層など表皮を超え熱がしっかり隅々まで届く		✓			
トータルアンチエイジング、身体機能の活発化、むくみすっきり ターンオーバーの倍速、脂肪内の霜降り脂肪、老廃物を排泄		✓			
目の周りのシミが薄くなり肌全体のくすみもとれ		✓			
痛くない		✓			

エッセイタイプの
広告表記に関するガイドライン

よく見かける違法性のある広告

広告表記の実態

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

参考資料

広告表示における
遵守事項と問題のある表現例

問題のある表記	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
リバウンドしない		✓			
○○○で水素を吸引しながら、指先の末梢血管を観察すると、約1分で血管内の滞っていた赤血球がスルスルと流れるようになり身体もすっきり、ポカポカ。翌朝の目覚めが違う、と二名様が目に見える効果を体験なさっています。		✓			
『飲む、つける』を飛び越えた水素美容の先端		✓			
「活性酸素」除去セラピー		✓			
コラーゲン繊維が絡みついた脂肪細胞が揉みほぐされ、脂肪代謝が上がり、EMS機能により付着した老廃物の排泄を促すことで、セルライト解消へ導きます。		✓		✓	
肝斑除去、光老化、シワ抑制、ニキビ跡改善、顔痩せ、部分痩身		✓			
毛母細胞の増殖・分裂を促進し		✓			
上皮細胞に透過経路を形成し		✓			
EMSの刺激により老廃物の排泄を促します		✓			
全身デトックス痩身。ハーブスリム。脂肪や老廃物を排出。痩身と骨盤矯正、美肌をトータルケア		✓			
遂に筋肉は作れる時代に入		✓			
代謝向上を目指すことができます		✓			
美白効果が高いため		✓			
分解→溶解→燃焼（体脂肪に関して）		✓			
…燃えるカラダへ		✓			
鍼をささない		✓		✓	
肌トラブル改善専門店		✓			
瞬間小顔		✓			
瞬間（または速攻）痩身（又はスリム）		✓			
脂肪速攻撃退		✓			

広告表示における遵守事項と問題のある表現例

問題のある表記	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
全身もみほぐし		✓			
筋膜とリンパ+脂肪分解		✓			
頭蓋骨から引き上げる独自の技術 「頭蓋骨スパ」「頭蓋骨エステ」		✓	✓		
二重あご		✓			
肩甲骨リンパケア		✓			
骨盤や骨格の調整		✓		✓	
毛細血管拡張を改善		✓			
免疫力 up		✓			
矯正（骨盤、骨格等）		✓	✓	✓	
首長		✓			
大量発汗		✓			
大腸改善		✓			
肌再生		✓			
血行不良の改善		✓			
ニキビの改善		✓			
色素沈着の改善		✓			
劣化した血管の修復		✓			
基底層の細胞まで浸透		✓			

エッセンスの
広告表記に関するガイドライン

よく見かける違法性のある広告

広告表記の実態

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

参考資料

広告表示における
遵守事項と問題のある表現例

具体例は、
ほんの一部です。
気を付けよう！



⑤ 期間が不明瞭な価格は表示してはならない。

問題のある表記	関連のある法令				
	景表法	薬機法	医師法	あはき法	特商法
今ならたったの月額 64,800 円で導入可能	✓				
初回料金で何回でも脱毛できる。 今なら 500 円でたっぷり 90 分 有効期限切れ表示。	✓				

関連のある法令の名称	
景 表 法	不当景品類および不当表示防止法
薬 機 法	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律
医 師 法	医師法
あ は き 法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
特 商 法	特定商取引に関する法律



行政監督官庁の景品表示の相談窓口

■消費者庁

表示対策課 指導係 表示対策課 (情報管理担当)
東京都千代田区永田町2-11-1 (山王パークタワー)
TEL. 03-3507-8800(代)

■公正取引委員会

北海道事務所取引課	TEL. 011-231-6300
東北事務所取引課	TEL. 022-225-7096
中部事務所取引課	TEL. 052-961-9423
近畿中国四国事務所取引課	TEL. 06-6941-2175
中国支所取引課	TEL. 082-228-1501
四国支所取引課	TEL. 087-834-1441
九州事務所取引課	TEL. 092-431-6031
内閣府沖縄総合事務所総務部公正取引課	TEL. 098-866-0031

■東京都

東京都生活文化局消費生活部取引指導課 TEL. 03-5388-3072
東京都新宿区西新宿2-8-1

■地方自治体 (都道府県)

景品表示法主幹課



**正しい広告表記は、
エステティック業の
発展につながります！**



エステティックの 広告表記に関するガイドライン

編集者：一般社団法人 日本エステティック振興協議会
フェイシャル・ボディ調査研究委員会
コンプライアンス委員会

監 修：藤田謹也 法律事務所

発行者：一般社団法人 日本エステティック振興協議会
〒111-0055 東京都台東区三筋2-24-8 8階
TEL：03-5823-4755 FAX：03-3866-2600
URL：http://esthe-jepa.jp